

規制の事後評価書

法律又は政令の名称 : 特定商取引に関する法律施行令

規制の名称 : 特定商取引分野における規制の整備

規制の区分 : 新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局 : 消費者庁取引対策課

評価実施時期 : 令和5年1月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本規制は、悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化への対応等を目的に導入されたものである。具体的には、①立入検査等の対象となる密接関係者の範囲の拡大、②美容医療サービスの特定継続的役務への指定のための制度改正を行ったものである。

①は「販売業者等の親法人等が、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に基づく立入検査等の対象ではないことを奇貨として、脱法的に販売業者等に対して勧誘方法の指示等を行い、違法な勧誘等を主導している事案等に対応したもの」であるが、現在も、販売業者等の親法人等が、当該販売業者等に対して違法な勧誘等を主導している事案は後を絶たず、依然として必要な状況。

②は「美容医療サービスに関する消費生活相談の件数が増加傾向にあったことを踏まえ、美容医療サービスを特定継続的役務に指定することで法に基づく規制の対象とし、取引の適正化及び消費者保護を図ることを目的としたもの」であるが、規制導入後、引き続き、美容医療サービスに関する一定程度の相談件数が継続してみられるところから、現在も、依然として必要な状況。なお、過去5年間における美容医療サービスに関する消費生活相談の件数は以下のとおりである。

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
1,878件	1,980件	2,036件	2,209件	2,766件	2,527件

※令和4年12月末時点

以上のとおり、本規制の事前評価時想定していなかった社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかつたら、あるいは緩和されなかつたらという仮想状況）を設定する。

本規制の導入により、悪質事業者による消費者被害が防止された件数を算出することはできないが、例えば、①立入検査等の対象となる密接関係者の範囲の拡大については、この規定を活用した立入検査等の実績があり、それを基に行政処分につながっており、また、②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、規制導入以降、引き続き、一定程度の相談件数が継続していることから、仮に規制の導入がされなかつた場合、これらの事案に関係したより多くの消費者被害が発生していた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかつた影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

前記①、②のとおり、悪質事業者による消費者被害の発生という課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等の発現は事前評価時から特段なく、また、本規制には、消費者被害を抑止する効果も期待されることから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

①密接関係者の範囲の拡大については、事前評価において「新たに密接関係者となる者は、主務大臣への報告や書類の提出が求められ、また、事業所への立入検査への対応の必要が生じることとなるが、これらは法の施行のため特に必要があると認められるときにのみ行われるものである。法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については上記の対応は不要であり、特段の遵守費用は発生しない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、事前評価において「契約の相手方への交付書面の作成義務（法第42条）や事業所への書類の備付け（法第45条）に関する費用、

契約の相手方からのクーリング・オフや中途解約（法第48条、第49条）に応じるための費用等が生じる。」としていたところ、この状況に変化はない。なお、不当な勧誘行為の禁止（法第44条）や虚偽・誇大広告の禁止（法第43条）等の規制については、事前評価において「通常の事業活動を行う限り当然に遵守されるものであることから、特段の遵守費用は発生しない。」としていたところ、この状況についても変化はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

①密接関係者の範囲の拡大については、事前評価時において「行政機関において必要に応じて対象事業者に対する立入検査等を実施することによる費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。」としていたが、規制導入後に行政機関において新たな体制を設けるなどの対応は確認されておらず、既存の立入検査体制等で対応ができたと考えられ、予想された状況とかい離はない。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、「対象となる事業者及び消費者への周知啓発活動や、事業者の法違反行為の是正に要する費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。」としていたが、規制導入後に行政機関において新たな体制を設けることは確認されておらず、既存の周知活動や法執行体制で対応ができたと考えられ、予想された状況とかい離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

①密接関係者の範囲の拡大については、事前評価において「事業者の法違反行為に係る証拠をより確実に入手することができるようになり、法違反行為を行う事業者への迅速かつ効果的な行政処分を行うことを通じて、消費者被害の拡大の防止に寄与する。」としていたところ、この規定を活用した立入検査等を行い、行政処分を行った実績があるため、事前評価時に予想された効果と、かい離はないと考えられる。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、事前評価において「特定継続的役務提供となる美容医療契約について、勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となることにより、取引の適正化と消費者保護に資することが期待される。」としていたところ、規制導入後も、美容医療契約に関する相談件数が、引き続き、継

続してみられることから、規制が導入されなかったら、これらの事案に対して更に消費者被害が拡大していた可能性が高く、事前評価時に予想された効果と、かい離はないと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

①密接関係者の範囲の拡大については、事業者の法違反行為に係る証拠をより確実に入手することができるようになり、法違反行為を行う事業者への迅速かつ効果的な行政処分を行うことを通じて消費者被害の拡大の防止に寄与する。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定については、特定継続的役務提供となる美容医療契約について、勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となることにより、取引の適正化と消費者保護に資する。

なお、いずれについても、事前評価時の便益推計と比較し、かい離はない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制を導入したことによる副次的な影響及び波及的な影響並びに規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は、例えば悪質事業者に流れていたであろう消費支出が健全な経済活動に向けられたこと等が想定される。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制の導入に伴い発生した費用は、上記④、⑤のとおり、事前評価時の想定とかい離するも

のではない。

また、本規制導入に伴う効果等も、上記⑥、⑦、⑧のとおり、事前評価時の想定とかい離するものではない。

したがって、事前評価時に想定していた範囲内の費用・効果・影響であり、妥当であるといえる。